

議案第 88 号

八潮市長等給料特例条例について
八潮市長等給料特例条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 29 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間に限り、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額したいため、この案を提出するものである。

八潮市長等給料特例条例

市長、副市長及び教育長の給料月額は、市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める月額からその100分の20に相当する額、副市長にあつては同条第2号に定める月額からその100分の10に相当する額、教育長にあつては同条第3号に定める月額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。